

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項目名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長		
税目	法人税		
要望の内容	<p>生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合（以下、「生活衛生同業組合等」という。）が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下、「生衛法」という。）第56条の2により策定する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が400万円（建物にあっては、600万円）以上のものに限る。）に係る取得価額の6%の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条の3 ・ 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の6 ・ 生衛法（抄） <p>（減価償却の特例） 第56条の5</p> <p>第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— （▲0） （—）	百万円 百万円 百万円

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

生活衛生同業組合等は、生衛法に基づき国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業等）について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織することができるとされている。

また、生衛法第56条の2に基づき厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針（振興指針）において、生活衛生関係営業の課題に対する対応として、事業の共同化の推進により、経営の健全化等を図り、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上（営業者の衛生管理の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上）を図ることとされている。

生活衛生同業組合等は、当該振興指針に基づく振興計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受け、生活衛生同業組合等が当該計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげることが重要である。

(2) 施策の必要性

生活衛生関係営業（全産業の約516万事業所のうち約18.3%（約94万事業所）、全従業者約5,795万人のうち約10.1%（約587万人））は、国民生活に極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担っている。また、身近な営業として、生活弱者である高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境・エコや安心・安全なサービスの提供等の社会的ニーズへの対応も営業者として求められている。

また、生活衛生関係営業は、多くが経営基盤が脆弱な中小零細事業者であり、チェーンストアをはじめとする大企業との競争に生き残っていくためにも、事業の共同化により合理化等を進め、設備投資等の経費負担の軽減や労働者の労働環境の改善及び福利厚生の実施等も推進する必要がある。

生活衛生関係営業については、長きにわたったコロナ禍の影響からもち直せていない事業者も多くいる中、現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは▲11.0と依然として低調（※）である。経営上の主な問題点として、仕入価格・人件費等の上昇の価格転嫁困難、顧客数の減少や従業員の確保難等があり、経営状況は依然として厳しい。

このような状況下において、地域経済・地域社会においてその役割を果たすためには、生活衛生同業組合等に対して日本政策金融公庫が行う共同利用施設の整備に係る融資による支援や、生活衛生同業組合等が行う生活衛生関係営業の振興等に資する事業への補助金による支援に加えて、通常の減価償却限度額とは別枠で償却ができる本特別償却制度の措置により、生活衛生同業組合等が行う共同利用施設（組合会館の会議室、研修施設・設備、共同工場、共同倉庫、共同配送車両、共同冷凍・冷蔵庫や共同ネットワークシステム等）の整備を誘引する必要がある。

これにより、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。

		(※) 出典：株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2024年1～3月期）」	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		政策の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、もって生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日
		同上の期間中の達成目標	生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに衛生水準の維持向上を図ることで、令和8年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスへ改善することを目標とする。
		政策目標の達成状況	<p>生活衛生関係営業者については、長きにわたったコロナ禍の影響が残る事業者もある中、物価高騰等の影響やゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。このような中で、生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合等もあり、資金繰りが難しい中では、共同利用施設の整備を行ったが価額要件に至っていないケースもあった。</p> <p>結果として、本税制措置の近年の適用実績は令和4年度に1件であったが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制措置も活用しながら整備を進めることで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。</p> <p>日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2023年）」では、引き続き、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用</p>

		施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断DIが改善するものとする。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度：1件 令和5年度：0件 令和6年度：1件（予定） 令和7年度：1件（予定）
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置を活用して生活衛生同業組合等の共同利用施設の整備を促進し、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、もって衛生的で質の高いサービスの提供や雇用基盤の確保に寄与することが考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 中小企業投資促進税制 ・ 中小企業経営強化税制 ・ 少額減価償却資産の損金算入制度
	予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算の確保及び生活衛生同業組合等が生活衛生関係営業の振興等を行うために行う事業を支援するために必要な予算の確保を引き続き行う。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	生活衛生同業組合等に対する低利での貸付制度を措置することで、共同利用施設の整備を促進する。また、生活衛生関係営業の振興等を行う事業に対する予算による支援も行い、本税制措置の活用と複合的に効果を生み出す。
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計としている。</p> <p>また、本税制措置は、議員立法である環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の昭和54年の一部改正により、法律上の位置付けがされ、翌年に創設されたものであるが、今日においても、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済・地域社会でその役割を果たしていくため、生活弱者である高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境・エコ、安心・安全なサービスの提供や物価高騰の課題に対応していく必要がある。</p> <p>本税制措置の近年の適用実績は、令和4年度に1件となっているが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用件数 減収額
		令和元年度 0件 0円 令和2年度 0件 0円 令和3年度 0件 0円 令和4年度 1件 5万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	令和2年度の適用実態調査結果 ①租税特別措置法の条項：租税特別措置法第44条の3、第68の24条 ②適用件数：0件 ③適用額：0円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の近年の適用実績では令和4年度に1件であるが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係事業者の個々の事業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることができる。
	前回要望時の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じて、生活衛生関係事業者の経営基盤の強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じること。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	生活衛生関係事業者については、長きにわたったコロナ禍の影響が残る事業者もある中、物価高騰等の影響やゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係事業者の経営は依然として厳しい状況にある。この様な中で、生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合等もあり、資金繰りが難しい中では、共同利用施設の整備を行ったが価額要件に至っていないケースもあった。 結果として、本税制措置の近年の適用実績では令和4年度に1件となっているが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制措置も活用しながら整備を進めることで、生活衛生関係事業者の個々の事業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。	
これまでの要望経緯	昭和55年：創設 昭和57年～平成21年：期限切れごとに延長 平成23年：特別償却割合を8%から6%に引き下げ 平成25年：2年間の延長 平成27年：取得価格要件100万円以上を設定 平成29年：取得価格要件を200万円以上に引き上げ 平成31年：2年間の延長 令和3年：取得価格要件を400万円以上に引き上げ 令和5年：建物の取得価額要件を600万円以上に引き上げ	